

通信サービス利用に関する契約約款

2026年2月3日制定

ユニアデックス株式会社

通信サービス利用に関する契約約款

(約款の適用)

第1条 お客様は、ユニアデックス株式会社（以下弊社と称します）が提供する通信サービス（以下通信サービスと称します）をご利用いただく場合には、本契約約款（以下本約款と称します）をご承諾のうえ、弊社との間で第3条に定める個別契約を締結していただくものとします。

(通信サービスの内容等)

第2条 通信サービスとは、弊社が各通信キャリアから仕入れてお客様に提供する回線サービス、回線導入サービスおよび弊社が提供する回線故障受付対応サービス（回線監視サービスを含む）を指します。

2. 回線サービスの名称、内容および提供区間等は、別途弊社がお客様に提供する通信サービスに関する説明資料（以下説明資料と称します）に記載のとおりとします。
3. 回線故障受付対応（回線監視サービスを含む）におけるサービス内容・受付時間・連絡先情報等につきましては、「回線サービス再販仕様書」の記載のとおりとします。なお、回線サービス再販仕様書は本約款の一部を構成するものとします。

(個別契約)

第3条 個々の通信サービスの利用に関する契約（以下個別契約と称します）は、お客様と弊社間にて弊社所定の「通信サービス利用申込書」および「通信サービス利用申込請書」を取り交わすことにより成立するものとします。

2. 個別契約には、お客様がご利用いただく通信サービスの名称、通信サービスの種別（以下サービス単位と称します）、初期料金、利用料金、開通予定日その他必要な事項が規定されるものとします。なお、サービス単位は、別途弊社がお客様に提供する説明資料に記載のとおりとします。
3. 弊社は、弊社の業務の遂行に支障をきたすおそれがある場合、または技術的に著しい障害が発生するおそれがある場合には、お客様の申込みを受諾しないことがあります。なお、お客様のお申込みを受諾しない場合であっても、弊社はお客様に対してその理由を説明する義務を負わないものとします。
4. 弊社は、個別契約成立後、お客様のご協力のもと、サービス単位毎にお客様が通信サービスをご利用いただくために必要な所定の接続作業を行い、当該作業が完了した時点をもって弊社所定の「通信サービス開通通知書（以下開通通知書と称します）」を、お客様に送付させていただきます。なお、第2項の規定にかかわらず、通信サービスの開通日（以下開通日と称します）は、開通通知書に記載の日付とします。
5. お客様は、開通通知書を受領された場合には、当該開通通知書をご確認のうえ、同通知書付属の通信サービス開通日確認書（以下確認書と称します）を当該開通通知書受領から14日以内に弊社にご返送いただくものとします。なお、当該期間内にお客様から確認書のご返送がない場合には、当該期間の満了をもって、お客様が異議なく確認を終了したものとみなすものとします。
6. お客様は、通信サービスを、サービス単位毎にそれぞれ第4項規定の開通日から1年間（以下最低利用期間と称します）以上ご利用いただくものとします。
7. 個別契約の内容が本約款に抵触する場合には、第4条の場合を除き、個別契約の内容が優先するものとします。

(約款の変更)

第4条 弊社は、電気通信事業法およびこれに関連するその他の法令等の改正または弊社が直接または間接的に通信設備の借用、共用、貸与または接続を行う通信事業者（通信サービスの直接または間接的な提供元である通信キャリアその他事業者を含み、以下通信事業者と総称します）の契約約款の改定等やむを得ない事由がある場合には、本約款および回線サービス再販仕様書の内容を改定することができるものとします。この場合、お客様は、改定後の契約約款および回線サービス再販仕様書にもとづき、通信サービスをご利用いただくものとします。

2. 前項の場合、弊社は、改定後の契約約款および改訂後の回線サービス再販仕様書を、弊社Webページに掲載することを通知するものとします。

(個別契約の変更)

第5条 お客様が通信サービスの変更またはサービス単位の変更（増設、一部廃止等）を希望される場合には、その都度お客様と弊社との間で個別契約の変更に関する契約（以下変更契約と称します）を締

- 結するものとします。ただし、通信サービスの一部解約については、第3条第6項にもとづき当該通信サービスを1年間以上ご利用いただいた後に限るものとします。
2. 変更契約は、お客様と弊社間にて弊社所定の「通信サービス利用変更申込書」および「通信サービス利用変更申込請書」を取り交わすことにより成立するものとします。なお、変更契約にも本約款の各条項が適用または準用されるものとします。

(再委託)

第6条 弊社は、通信サービスに係る作業の全部または一部を、弊社の責任において第三者に再委託（本契約において、再々委託以降を含む）できるものとします。この場合、弊社は当該再委託先に対して、本約款に基づき弊社が負うのと同等の義務を負わせるものとします。

(利用方法等)

第7条 お客様は、通信サービスをご利用される場合には、本約款および通信事業者所定の通信サービスの利用方法等に関する契約約款その他規則（当該契約約款その他規則が変更された場合には、変更後の契約約款その他規則を指すものとします）またはお客様と弊社との間で取り決める本サービスの利用方法等に関する規則を遵守していただくものとし、お客様は、当該契約約款その他規則について、常に最新の内容を確認の上通信サービスをご利用いただくものとします。

2. 通信サービスの提供およびご利用に際しては、お客様および弊社は、日本国内外の関係法令を遵守するものとします。

3. 本約款と通信事業者所定の通信サービスの利用方法等に関する契約約款その他規則が矛盾・抵触する場合には、本約款の定めを優先して適用するものとします。

(通信サービス提供の中止等)

第8条 弊社は、次の各号の一に該当する場合には、通信サービスの利用を制限し、または通信サービスの一部もしくは全部の提供を、必要最低限において中断または停止することができるものとします。

(1) 弊社または通信事業者の通信設備（付属設備を含む）の保守または工事を実施するとき。

(2) 電力会社の弊社または通信事業者への電力供給の中断その他やむを得ない事由が発生したとき。

(3) 天災地変、戦争、テロ行為および伝染病の流行、その他の不可抗力、通信が輻そうするおそれがあるとき、通信事業者における事情または弊社の責に帰すことができない事由により通信サービスを中断または中止せざるを得ないとき。

(4) 災害の予防もしくは救援、交通、通信等の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために必要な緊急を要する通信を優先的に取り扱う必要が生じたとき。

2. 前項により通信サービスの利用を制限し、または提供を中断もしくは停止する場合には、弊社は、あらかじめその旨をお客様に通知するものとします。ただし、緊急またはやむを得ない場合には、この限りでないものとします。

(利用料金等)

第9条 通信サービス利用の対価（以下「利用料金等」という）の内訳は、次の各号に定める料金から成るものとし、各通信サービスの初期料金および利用料金（月額）の金額は、第3条第1項に定める弊社所定の「通信サービス利用申込書」および「通信サービス利用申込請書」または第5条第2項に定める弊社所定の「通信サービス利用変更申込書」および「通信サービス利用変更申込請書」に記載のとおりとします。

(1) 初期料金（一括払い）
通信サービスをご利用いただくために必要な通信回線等の設置費用その他の一時費用をいうものとします。

(2) 利用料金（月額）
毎月の通信サービスの基本料金および従量制料金等をいうものとします。

2. 利用料金（月額）は、サービス単位毎に開通日から適用されるものとします。なお、利用料金（月額）のうち定額料金（以下定額料金と称します）の算出に当たり1か月未満の端数が生じた場合には、当該月の定額料金は暦月による日割計算によるものとします。

3. 個別契約の変更または前条第1項第1号乃至第3号に定める事由により、お客様が連続して24時間以上通信サービスをご利用できなくなった場合には、利用不可能となったサービス単位毎に24

- 時間を1日として計算された日数にもとづき、暦月による日割計算により算出された基本料金相当額を利用料金（月額）より減額するものとします。
4. 通信事業者の通信料金の改定、経済事情の変動その他の事由により必要な場合には、弊社はお客様への文書（電子メール等の電磁的方法も含み、以下同じとします）による3か月前の予告をもって利用料金等を変更することができるものとします。

（支払条件）

- 第10条 お客様は、利用料金等を次のとおり弊社にお支払いいただくものとします。
- (1) 初期料金については、弊社からの請求書を受領した月の末日までに現金払い
 - (2) 利用料金（月額）については、当月分を翌月末日までに現金払い
2. お客様は、利用料金等に対し消費税法および地方税法所定の税率を乗じて算出された消費税額を利用料金等とともに支払うものとします。
3. お客様は、本約款に基づく利用料金等その他の債務について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間について年3%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

（通信網、通信設備等の保守）

- 第11条 弊社は、通信サービスを良好な状態にてお客様に利用いただけるよう、通信事業者に対して法令に適合する範囲において通信網および通信設備を維持させるものとします。
2. お客様は、通信サービスの利用に際して使用する端末機器等を、法令に定める技術基準等に適合するよう維持していただくものとします。
3. お客様は、通信サービスを利用できなくなった場合には、お客様の端末機器の操作誤り、または当該端末機器もしくはお客様が設置されたアクセス回線に故障がないことを確認ののち、弊社の障害受付窓口に障害修復の依頼をしていただくものとします。この場合、弊社は、弊社所定の保守要領にもとづき、速やかに障害の修復その他必要な措置を講ずるものとします。
4. お客様の責に帰すべき事由により通信サービスの利用に障害が生じた場合の修復費用については、お客様にご負担頂くものとします。

（譲渡禁止）

- 第12条 お客様は、個別契約におけるお客様の契約上の地位、その他の権利義務を、弊社の事前の文書による承諾を得ることなく第三者に譲渡し、もしくは承継させ、または担保に供してはならないものとします。

（秘密の保持等）

- 第13条 お客様および弊社は、個別契約にもとづき知得した相手方の業務上の資料または情報を、本約款または個別契約にもとづき許諾されている場合を除き、第三者に開示してはならないものとします。ただし、公知のものについては、この限りでないものとします。
2. お客様は、お客様による通信サービスのご利用に関する情報について、弊社がお客様に通信サービスを提供するために必要な範囲で通信事業者に提供することをあらかじめ同意するものとします。

（責任の範囲）

- 第14条 お客様が設置のアクセス回線については、弊社は、なんらの責も負わないものとします。
2. 別途お客様と弊社間にて保守契約等が締結されている接続機器以外の機器に発生した障害については、弊社は保守その他の責を負わないものとします。

（免責）

- 第15条 通信サービスを利用して行われる情報の受発信は、お客様の責において行われるものとし、当該情報の内容およびその使用結果ならびに通信サービスの利用により生じたお客様または第三者の損害については、弊社はいかなる責も負わないものとします。
2. 第7条第1項の利用制限、一時中断または停止によりお客様または第三者が被った損害等については、弊社は一切その責を負わないものとします。

(損害賠償)

第16条 通信事業者の事情に起因する事由により、通信サービスを提供する通信回線の全部または一部に障害が発生し、当該通信事業者から弊社に通信サービスを提供できないことに対する損害が賠償された場合には、弊社はお客様に対し、当該損害賠償額の総額から当該障害により弊社に発生した損害を控除した金額を、弊社の通信サービスを利用される全てのお客様に対する損害賠償の合計限度額として、弊社所定の計算基準にもとづきお客様の損害を賠償するものとします。

2. 通信サービスの利用に当たり、不可抗力その他弊社の責に帰すことができない事由によりお客様が損害を被った場合、弊社は前項の場合を除き、損害賠償の責を負わないものとします。

(個別契約の解約)

第17条 お客様は、通信サービスの利用を終了される場合には、その4か月前までに文書により弊社に個別契約終了の通知をしていただくものとします。なお、サービス単位毎の通信サービスの個別契約の解約（一部廃止）については第5条によるものとします。

2. 第3条第6項規定の最低利用期間内に、お客様による通信サービスの解約、もしくは一部解約があった場合には、弊社が定める期日までに次の算式により算出される解約金を一括して弊社に支払うものとします。

利用料金×最低利用期間における残余期間

3. サービス単位毎の開通日から1年以上経過後、弊社は2か月前の文書によるお客様への通知をもって個別契約の全部または一部を解約できるものとします。

(通信サービス提供の停止および利用契約の解除)

第18条 お客様が次の各号の一に該当した場合には、弊社はお客様に対し何らの催告をすることなく、直ちに通信サービスの提供を停止し、または個別契約の全部または一部を解除することができるものとします。

- (1) 利用料金等の支払いを怠ったとき。
(2) 支払を停止し、または手形もしくは小切手を不渡りとしたとき。
(3) 破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始または特別清算開始等の申立があったとき。
(4) 仮差押、差押、仮処分もしくは競売の申立を受け、または租税滞納処分を受けたとき。
(5) 合併、解散または営業の全部または重要な一部の譲渡または廃止を決議したとき。
(6) 通信サービスの提供を妨害し、または弊社の名誉、信用を著しく毀損したとき。
(7) 利用契約または本約款に違反したとき。
(8) その他個別契約の履行または継続に重大な支障を生ずる事由が発生したとき。
2. 前項の場合、お客様は、その時点で有する弊社に対する債務につき期限の利益を喪失し、直ちに全債務を一括して弊社に弁済していただくものとします。

(反社会的勢力の排除)

第19条 お客様および弊社は、自社、自社の親会社（自社の議決権株式の過半数を有する会社）および自社の子会社（自社がその議決権株式の過半数を有する会社）（以下あわせて自社等と称します）ならびに自社等の役員が、過去、現在および将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下暴力団等と称します）のいずれにも該当しないことおよび次の各号の事由のいずれか一にも該当しないことについて表明し、保証するものとします。

- (1) 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
(2) 自社等もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的とを問わず、不当に暴力団等を利用するこ
(3) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与を有すること
(4) 自社等の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
(5) 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
(6) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損したまは相手方の業務を妨害すること
2. お客様および弊社は、相手方が前項の規定に違反した場合、相手方に対する何らの通知、催告を要せずに、本契約の全部または一部を解除できるものとします。

3. お客様が第1項の規定に違反した場合、お客様は弊社に対し負担する一切の金銭債務につき弊社から通知または催告なしに当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務を弊社に弁済しなければならないものとします。
4. 第2項にもとづく解除により第1項の規定に違反した相手方に損害が発生した場合でも、お客様および弊社は一切の賠償責任を負わないものとします。
5. お客様および弊社は、第2項にもとづく解除に起因する自社の損害について、第1項の規定に違反した相手方に対し、損害賠償を請求することができるものとします。

(管轄裁判所)

第20条 本約款または個別契約に関し、紛争が生じた場合には、その訴額に応じて、弊社の本店所在地またはお客様を担当する弊社の支店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第21条 (協議)

本約款もしくは個別契約に定めのない事項または本約款もしくは個別契約の解釈もしくは履行につき疑義が生じた場合には、お客様と弊社間にて誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

附 則 本約款は、2026年2月3日から実施されるものとします。